フローチャート

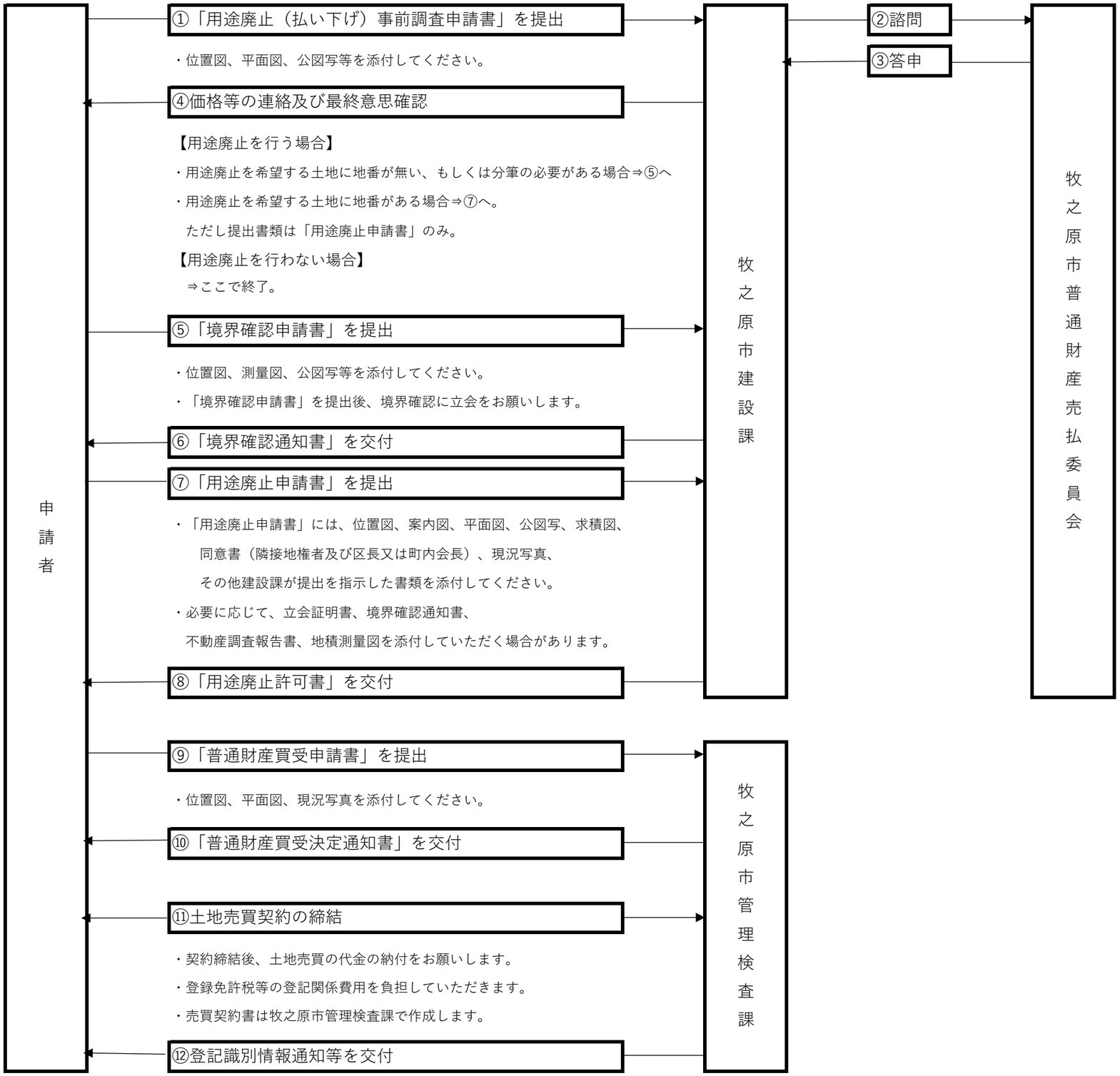
申請者
①「用途廃止（払い下げ）事前調査申請書」を提出
・位置図、平面図、公図写等を添付してください。
④価格等の連絡及び最終意思確認
【用途廃止を行う場合】
・用途廃止を希望する土地に地番が無い、もしくは分筆の必要がある場合⇒⑤へ
・用途廃止を希望する土地に地番がある場合⇒⑦へ。
ただし提出書類は「用途廃止申請書」のみ。
【用途廃止を行わない場合】
⇒ここで終了。
⑤「境界確認申請書」を提出
・位置図、測量図、公図写等を添付してください。
・「境界確認申請書」を提出後、境界確認に立会をお願いします。
⑥「境界確認通知書」を交付
⑦「用途廃止申請書」を提出
・「用途廃止申請書」には、位置図、案内図、平面図、公図写、求積図、
同意書（隣接地権者及び区長又は町内会長）、現況写真、
その他建設課が提出を指示した書類を添付してください。
・必要に応じて、立会証明書、境界確認通知書、
不動産調査報告書、地積測量図を添付していただく場合があります。
⑧「用途廃止許可書」を交付
⑨「普通財産買受申請書」を提出
・位置図、平面図、現況写真を添付してください。
⑩「普通財産買受決定通知書」を交付
⑪土地売買契約の締結
・契約締結後、土地売買の代金の納付をお願いします。
・登録免許税等の登記関係費用を負担していただきます。
・売買契約書は牧之原市管理検査課で作成します。
⑫登記識別情報通知等を交付
牧之原市建設課
牧之原市管理検査課
②諮問
③答申
牧之原市普通財産売払委員会